

長崎県対馬地区における阿須湾漁業協同組合の資源管理協定

協定発効日 令和5年3月1日（協定認定日）

（目的）

第1条 本協定は、阿須湾漁業協同組合（以下「漁協」という。）に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

（本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類）

第2条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

番号	水域	水産資源の種類	漁業の種類
（1）	長崎県対馬周辺海域	ブリ、クロマグロ	つり漁業
（2）	〃	ケンサキイカ	いかつり漁業（対馬地区）

（資源管理の目標）

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

- ブリ 長崎県資源管理方針（令和2年12月1日長崎県告示第754号）別紙3 - 7に定める資源管理の方向性
- ケンサキイカ 長崎県資源管理方針別紙3 - 14に定める資源管理の方向性
- クロマグロ（小型魚） 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）別紙2 - 1に定める目標
- クロマグロ（大型魚） 資源管理基本方針別紙2 - 2に定める目標

（資源管理の目標の達成のための具体的な取組）

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、公的管理措置(漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。））、長崎県漁業調整規則、小型いかつり漁業許可の制限措置及び条件、広域漁業調整委員会指示、海区漁業調整委員会指示）を遵守することに併せ、漁獲努力量制限として年間操業可能日数を削減するため、それぞれ次表に掲げるところにより休漁を行うものとする。

番号	資源管理 措置	取組内容	公的管理措置 (操業期間)	確認用提出 資料
(1)	休漁	年間操業可能日数(365日)を2.7% 以上削減する。 【4月から1月の間 10日休漁】	無し	漁協仕切伝票
(2)	休漁	年間操業可能日数(365日)を2.7% 以上削減する。 【4月から1月の間 10日休漁】	○小型いかつ り漁業許可 1月1日～ 12月31日	漁協仕切伝票

また、いかつり漁業について他都道府県海域で操業する者にとっては、自県海域同様、当確海域における公的規則を遵守するとともに、資源維持のための措置についても取り組む必要がある。

- 2 前項の取組に加え、クロマグロについては、資源管理基本方針及び長崎県資源管理方針に定められたくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)の内容を遵守するとともに、長崎県助言・指導・勧告指針に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする。

なお、当該措置について確認用提出資料は以下のとおり。

- ・管理日誌又は漁協が早期是正措置等の履行状況を確認した旨を明記した書類

(取組の履行確認に関する事項)

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。また、漁協は参加者の取組状況を管理し、その結果を長崎県に設置された資源管理協議会(以下「資源管理協議会」という。)に報告する。

- 3 第1項の履行確認は、資源管理協議会において行うこととする。

- 4 第1項の履行確認においては、前条の取組については、同条の確認用提出資料を基に確認することとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第6条 全ての参加者は、法第30条第1項及び第58条において読み替えて準用する第52条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を都道府県知事に報告するものとする。

- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県、資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第 7 条 第 4 条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の 2 分の 1 を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び長崎県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から 1 年以内に検証を行うこととする。

3 前 2 項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第 8 条 漁協は、参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び長崎県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第 9 条 漁協は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、漁協が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、漁協に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、漁協に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、漁協が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

4 漁協は、前 3 項の届出を受理した場合は、法第 125 条第 2 項に基づき長崎県知事に届出を行うものとする。

(協定の変更又は廃止の場合の手続き)

第 10 条 漁協は、資源管理協定を変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）した場合は、変更認定申請を、また廃止した場合は届出を長崎県知事に行う。

（協定の有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、協定認定日から5年間（令和10年2月まで）とする。

（あつせんすべきことを求める場合の手続き）

第12条 法第126条第1項の規定に基づき長崎県知事にあつせんすべきことを求める議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

（その他）

第13条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、協定認定日から施行する。

（本協定の参加者）

別紙参加者名簿のとおり（強度資源管理措置取組者は備考欄にその旨を明記）

（以上）